

空意家分策

ゼミナー。個別相談会

これから空き家が どんどん増えるって 聞いたけど、 何が問題なの?





空き家を放置すると どんなトラブルが 生じるの?

子どもと同居すること になり、今の家が 空き家になってしまう。 何か活用できないかしら?





実家を相続したけど 使う予定がない … どうしたらいいの?

令和7年

参加費無料

日時

12月7日 目 13:30~(受付13:00~)

会場:総合文化センター(中央生涯学習センター) 4階 401・402研修室 刈谷市若松町2丁目104番地

第1部

講演会

先着 50 名

事前申込優先

13:30 ~ 14:30

裏面に予約申込書があります

「実家のしまい方と

空き家で困らないために今からやっておくこと」

相続や空き家の管理で困らないために、今知っておきたい制度・ 手続きについてわかりやすく説明します。



講師 株式会社 住宅相談センター 代表取締役 吉 田 貴 彦 氏

第2部

個別相談会

先着8組

要事前予約

14:40 ~ 15:40

裏面に予約申込書があります

空き家に関するいろいろな相談に 専門家が応じます。(1組30分まで)

【相談例】

●実家が空き家になり、管理に不安がある。

相談員:空き家マイスター(公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会所属) ●相続でもめており、空き家の管理・活用で困っている。

お問い合わせ

刈谷市役所

建設部建築課住生活係

TEL: 0566-62-1021 (直通)

予約申込書

 空き家対策セミナー
 先着 50 名

 フリガナ
 氏名

 住所
 電話番号 () ー

 メールアドレス

個別相談会参加希望	有	(下記項目もご記入ください)		無	
空き家所在地					
相談内容 ※該当する項目に「〇」	管理の仕方	売りたい・ 貸したい	解体	相続	その他
相談概要					

- ※ 応募多数の場合は、市から事前に電話連絡させていただきます。
- ※ 個別相談会のみの参加は不可とさせていただきます。

申込方法

申込期限:令和7年12月5日(金)まで

氏名(フリガナ)・住所・電話番号・メールアドレス、(個別相談会参加希望の場合は 空き家所在地・相談内容等) をご記入のうえ、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

∓448-8501

郵 送

FAX

E-mail

電子申請

刈谷市東陽町1丁目1番地 建築課あて

0566-23-9331

kenchiku@city.kariya.lg.jp



会場へのご案内

電車で ご利用の場合

JR 東海道本線・名鉄三河線 刈谷駅南口より ウイングデッキ直結徒歩 3 分

車で ご利用の場合

伊勢湾岸自動車道豊明 IC より約 20 分・ 豊田南 IC より約 25 分

※総合文化センター駐車場は、バロー (みなくる刈谷)駐車場とは異なりますので ご注意下さい。(4時間まで駐車料金無料)

